

郡上市農作物次期作支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、コロナ禍や世界情勢の変化による肥料等の農業資材や燃料等、農業経費の高騰を受けて、次年度における農作物の生産に積極的に取り組む農業者等に対し、市内での農産物の生産継続の支援を目的に、農業者等が次年度作物を作付けするための経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、郡上市補助金等交付規則（平成16年郡上市規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「税申告」とは、法人税法(昭和40年法律第34号)第74条による確定申告又は所得税法(昭和40年法律第33号)第120条による確定所得申告をいう。

(交付基準)

第3条 この補助金は、市内で農業を営み、市内に住所を有する個人又は市内に主たる事務所若しくは事業所を有する法人のうち、令和6年度の農業継続を誓約する者に対して、別表の区分に定める基準により交付するものとする。

2 前項に定める補助金は、1農業者等につき1回限り交付するものとし、算出した補助金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 第1項に定める補助事業の対象経費と重複して他の補助金の適用を受けている場合は、補助の対象としない。

4 補助金の対象経費には、消費税及び地方消費税相当額は含まないものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、農作物次期作支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、令和5年12月22日までに市長に提出するものとする。ただし、令和5年から営農を開始した者については、令和6年2月29日までに市長に提出するものとする。

(1) 営農支援タイプ 令和4年税申告に係る書類(令和5年から営農を開始した者については、令和5年税申告に係る書類)

(2) 農業振興タイプ 肥料等の農業用資材購入の明細が分かる領収書又はレシート、口座引落しの場合は請求明細と支払いが分かる通帳の写し等、肥料等の農業用資材購入の明細と支払いが分かる書類

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の申請があったときはその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、農作物次期作支援事業補助金交付確定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の不交付の決定をしたときは、農作物次期作支援事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の取消し又は返還)

第6条 市長は補助金交付決定者が偽りその他不正の行為により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付決定を取り消し、既に補助金の交付があるときは、補助金の全額又は一部を返還させることができる。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年7月3日から施行する。

別表 (第3条関係)

区分	補助対象者	補助対象経費	補助率及び補助額
1 営農支援タイプ	令和4年分の税申告(法人の場合は直前の事業年度、認定農業者、認定新規就農者等のうち令和5年から営農を開始した者は令和5年分の税申告)をした者のうち農業所得がある者。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。	令和4年分の税申告(法人の場合は直前の事業年度税申告)における決算書又は収支内訳書に記載された肥料費及び諸材料費の合計額。令和5年から営農を開始した者は令和5年分の税申告における決算書又は収支内訳書に記載された肥料費に100分の140で除した額及び諸材料費に100分の110で除した額の合計額。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。	補助対象経費の15%以内。ただし、下限1千円、上限50万円

2 農業振興タイプ	令和5年に農作物を作付けしている者。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。	令和5年の作付けのため購入した肥料の領収書の合計額。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。	補助対象経費の10%以内。ただし、下限1千円、上限10万円
-----------	---	---	-------------------------------